

川崎市教育支援会議専門部会設置要領

1 設 置

川崎市教育支援会議設置要綱第7条による。

2 目 的

該当児の資料収集及び各関係機関の連絡調整を行う。

3 組 織

次の各機関の派遣者35名以内をもって構成する。

- (1) 川崎市地域療育センター
- (2) 市立小学校通級指導教室
- (3) 市立小学校
- (4) 市立中学校
- (5) 市立田島支援学校
- (6) 市立中央支援学校
- (7) 市立聾学校
- (8) 県立中原養護学校
- (9) 県立高津養護学校
- (10) 県立鶴見養護学校
- (11) 県立麻生養護学校
- (12) 川崎市総合教育センター
- (13) 教育委員会事務局職員

4 会 議

会議は必要に応じ教育支援会議委員長が招集する。

5 委 員

- 1 専門部会委員は教育支援会議委員長が委嘱する。
- 2 専門部会は必要に応じて教育関係者を招致し、意見を聴取することができる。
- 3 専門部会に部会長を置く。専門部会長は、委員長より委任された教育支援会議の委員とする。